

宮古島市税務課市民税係からのおねがい～必ずご確認ください～

塗りつぶし部分は特に記入漏れに注意してください！



★濃い塗りつぶし部分

年末調整をした方で被扶養者・特定親族がい
らっしゃる場合はそれぞれの**個人番号**を必ず
記入してください。個人特定に必要です。

特定親族がいらっしゃる場合は該当者の氏名欄の右の
「区分」欄に該当する区分を記入してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	58万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

★薄い塗りつぶし部分

年末調整の有無にかかわらず必ず
記入してください。
**本人氏名・住所・個人番号・生年
月日**は個人特定に必要です。
支払者の住所・名称・電話番号も
正確に記入をお願いします。



年末調整手続の電子化で業務の効率化！

年末調整手続の電子化を行うと、書類の作成や確認、保管などの業務全般が大幅に効率化されるなど、
給与の支払者（勤務先）及び給与所得者（従業員）双方に大きなメリットがあります。
また、国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しております。
年末調整手続の電子化や年調ソフトについて、詳しくは国税庁ホームページ
をご覧ください。



(年末調整手続
の電子化)

年末調整手続の電子化

eTAX個人住民税特別徴収納付フロー

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>



I 昨年と比べて変わった点（基礎控除の見直し等）

- 1 所得税の基礎控除の見直し等
- 2 年末残高調書を用いた方式（調書方式）による住宅借入金等特別控除
- 3 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

※ご注意ください※

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。

年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。

「年末調整がよくわかるページ」(<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

変
昨
年
と
比
べ
た
点

変
昨
年
と
比
べ
た
点

1 所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、次のとおり、所得税の「**基礎控除**」や「**給与所得控除**」に関する見直し、「**特定親族特別控除**」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

1-1 改正の概要

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		
				改正後 (注1)		改正前
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下 (200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円		
336万円超	489万円以下 (475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)			
489万円超	655万円以下 (665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)			
655万円超	2,350万円以下 (850万円超	2,545万円以下)	58万円			

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正**されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ **給与所得控除**について、55万円の最低保障額が**65万円に引き上げ**られました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」**及び**令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正**されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する**特定親族特別控除が創設**されました。

【特定親族】

特定親族とは、所得者と生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が**58万円超123万円以下^(注)**の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません^(注)が、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。)

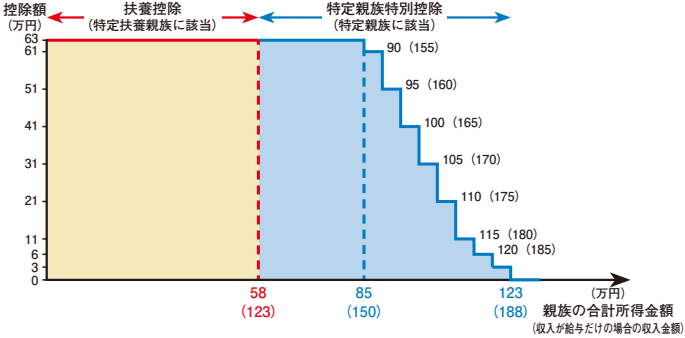
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))			特定親族特別控除額
58 万円超	85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超	90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超	95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超	100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超	105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超	110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超	115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超	120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超	123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



ロ 控除対象扶養親族と、合計所得金額が100万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」とされました。

給与の支払を受ける人は、**令和8年1月以後**に支払を受けるべき給与について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に「**源泉控除対象親族**」を記載することとなり、給与の支払者は、記載された「源泉控除対象親族」等を基に扶養親族等の数を算定することとなりました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる**扶養親族等の所得要件^(注1)が改正**されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が**65万円**（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

- (注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。
- 2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。